

23 監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成23年6月30日

福岡市監査委員	おばた	久	弥
同	川	辺	敦子
同	石	井	幸充
同	大	松	健

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

## 目 次

【監査結果報告】	1
第1 監査のテーマ	1
第2 テーマの選定理由	1
第3 監査対象（所管局等）	1
第4 監査の期間	1
第5 監査の主な着眼点	1
第6 監査の実施対象及び方法	2
第7 市立学校体育施設の市民への開放に関する概要	2
1 学校体育施設の市民の利用に関する法的な位置付け	2
2 各局等が全市的に実施する事業等の内容概略（所管局等別）	4
3 各局等が特定の学校体育施設で実施する事業等の内容概略 （所管局等別）	13
第8 監査結果	15
1 指摘事項等	15
2 その他検討が望まれる事項	23
【監査委員の意見】	27
【資料1】 事業所管局の認識（「平成22年度行政監査概況説明資料」より）	29
【資料2】 各局等が全市的に実施する学校体育施設の市民への開放事業等の 種類	30
【資料3】 利用者の立場からみた全市的な各種事業等による学校体育施設の 利用手順（こども未来局所管事業除く）	31
【資料4】 学校体育施設種類ごとの時間帯別利用状況（全市的な標準 パターン）	32

## 【監査結果報告】

### 第1 監査のテーマ

市立学校体育施設の市民への開放について

### 第2 テーマの選定理由

- ・ 近年の少子高齢化や都市化の進展に伴って地域における近隣関係の希薄化が進み、また行財政は厳しさを増しているため行政単独での事業執行は困難な状況となっており、地域コミュニティの活性化が大きな行政課題となっている。
- ・ 学校教育施設は重要な地域資源であり、その有効活用について関係法令において、学校教育上支障のない範囲での地域活用の推進を図ることとされており、本市においては、この趣旨をふまえた対応が進められてきたが、現在、市立学校教育施設のうち、特に校庭、体育館兼講堂等の学校体育施設の新たな地域開放のあり方について検討されている状況にある。（【資料1】参照）
- ・ こうした状況をふまえ、今回、本市における学校体育施設の地域活用の現状等を把握し、学校体育施設の市民への開放に関連する事業等の実施方法や実施状況、補助金等の執行状況や運用状況等について監査することとする。

### 第3 監査対象（所管局等）

市民局、教育委員会、その他学校体育施設の市民への開放に関連する事業を実施している局等（関係所属等を抽出）

### 第4 監査の期間

平成22年9月から平成23年3月まで

### 第5 監査の主な着眼点

監査に当たっては、次の着眼点に基づいて監査を行った。

- 1 各局事業等における学校体育施設の利用基準及び利用手続は、公平・公正・明確なものとなっているか。
- 2 市民局等が所管する学校体育施設の市民への開放事業は、それぞれ適切かつ効率的に行われているか。
- 3 所管部局等による事業の調整は、適切かつ効率的に図られているか。学校との調整はどうか。
- 4 学校体育施設の利用手続きは、市民にとって利用しやすいものとなっているか。
- 5 学校体育施設は、有効活用されているか。

## 第6 監査の実施対象及び方法

学校体育施設の市民への開放事業等には、全市的に実施している事業等と、特定の学校体育施設で実施している事業があり、それぞれの事業等の所管部門、事業等が実施されている学校及び関連する業務を実施している公民館等を監査実施対象とした。

- 全市的に実施している事業等は以下の5種類であり、全ての事業の事業所管課を監査実施対象として選定した。

事業名	所管課
校庭夜間開放事業	市民局スポーツ振興課
学校体育館開放事業	
学校プール開放事業	
昼間校庭開放事業	こども未来局こども育成課
校舎及び校庭の目的外使用許可	教育委員会施設整備課

- 全市的に実施している事業等が実施されて関連する業務を行っている市立学校については、合計227校のうち24校（小学校15校，中学校9校，高等学校1校，特別支援学校1校）を抽出し、監査実施対象として選定した。
- 地域支援の一環として、全市的に実施している事業等に関連する業務を行っている公民館については、市民センター及び分館を除く市内146館のうち17館（東区2館，博多区4館，中央区3館，南区2館，城南区2館，早良区2館，西区2館）を抽出し、監査実施対象として選定した。
- 特定の学校体育施設を対象とした事業については、市民局スポーツ振興課，城南区地域支援課及び教育委員会総務企画課がそれぞれ所管しており，教育委員会総務企画課及び関連する業務を行っている小学校を監査対象として選定した

以上の監査実施対象として選定した所属等を対象に，学校体育施設の市民への開放に係る事業等について調査，把握し，事業実施状況等を担当職員から聴取するとともに，関係書類の調査及び現地調査を行った。また，一部委託業務等に関して関係人の調査も行った。

## 第7 市立学校体育施設の市民への開放に関する概要

### 1 学校体育施設の市民の利用に関する法的な位置付け

市立小学校，中学校等の校庭，講堂兼体育館等として使用されている学校体育施設は，学校教育の用に供している行政財産であるが，下記のような関係法令により，社会教育振興やスポーツ振興のために，学校教育に支障のない範囲で利用

させることができる、と定められている。

そして学校体育施設を市民の利用に供する際には、行政財産の目的外使用許可、という考え方を基本にして手続きが行われている。その他、学校の統合等により教育の用に供されなくなった旧学校施設の校庭等についてもまた、目的外使用許可により市民に利用されている場合がある。

#### [関係法令]

- ・ 学校教育法第 137 条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を付置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

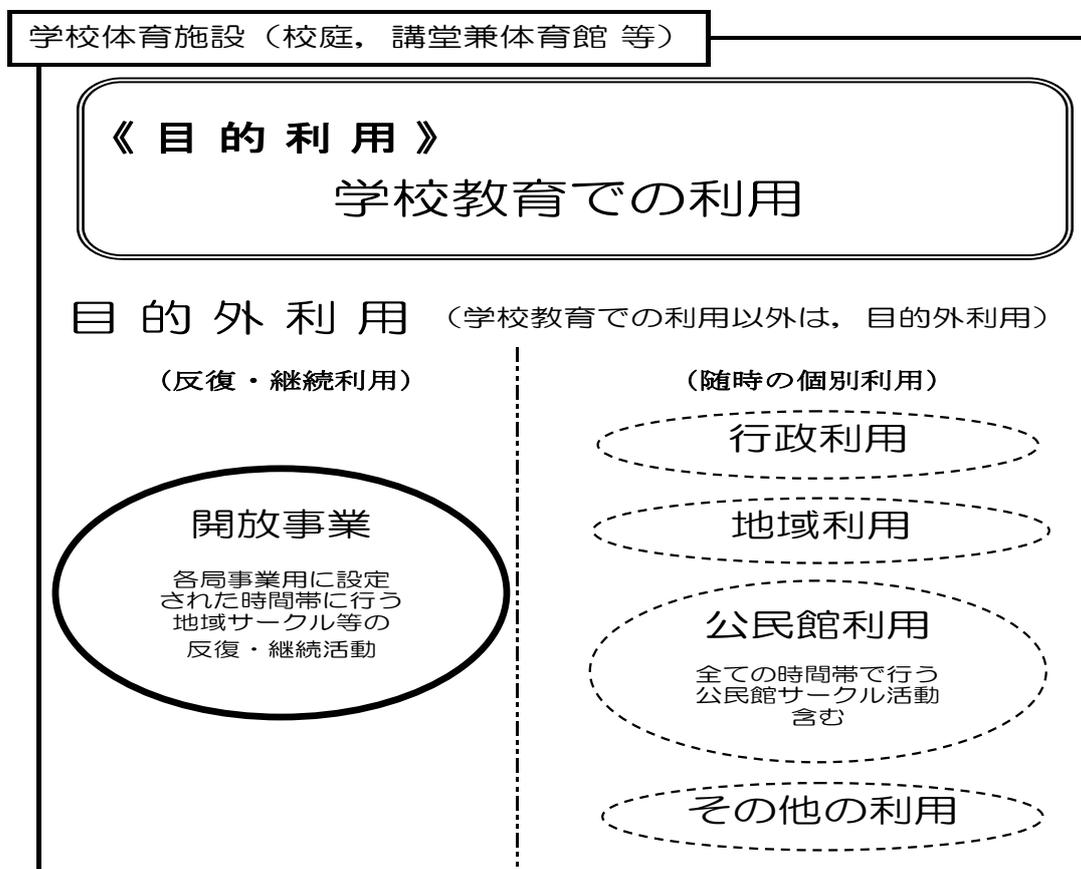
- ・ 社会教育法第 44 条

学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

- ・ スポーツ振興法第 13 条

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

#### [市立学校体育施設の利用イメージ]



## 2 各局等が全市的に実施する事業等の内容概略（所管局等別）

市民局，こども未来局及び教育委員会が全市的に実施する学校体育施設の市民への開放事業等の内容概略は，以下のとおりである。（【資料2】，【資料3】及び【資料4】参照）

### (1) 市民局関連事業

#### ア 福岡市立学校校庭夜間開放事業（校庭夜間開放事業）

事業所管課：市民局文化・スポーツ部スポーツ振興課

（平成15年度にスポーツ行政の一元化を行い，教育委員会から市民局に事業移管。）

#### (ア) 事業の概要

- a 対象施設：校庭
- b 目的：市民の健康・体力の増進と余暇の有効な活用を図るため，小・中学校の校庭を夜間開放し，市民スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。
- c 対象者：地域登録又は全市登録したスポーツ団体（原則：一般成人）
- d 平成22年度事業実施校数等：66校  
（原則として1中学校校区に小学校又は中学校1校）
- e 事業実施の日時等：原則18：00～21：00  
※学校教育活動に支障がない範囲で，終了時間は21時まで。原則として4月1日から11月30日までの期間のうち180日間実施。  
ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。
- f 使用料：2,500円/回
- g 実施(運営)方法：事業を円滑かつ効果的に運営するため，各事業実施校に学校校庭夜間開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し，運営委員会が実施。  
所管課は，事業実施に係る運営業務を(財)福岡市体育協会（以下「体育協会」という。）に委託。
- h 地域開放と全市開放：  
校庭夜間開放事業の対象学校には，当該学校の各運営委員会により継続的な利用を承認された地域登録団体のみが利用できる学校と，福岡市公共施設予約案内システム（以下「コミネット」という。）により利用予約を行う全市登録団体が利用できる学校がある。  
校庭夜間開放事業により校庭を利用させる場合に，地域登録団体のみを利用させるのか，全市登録団体にも利用させるのかの判断は，当該学校の運営委員会が行う。
- i 使用日：  
校庭夜間開放事業対象校の校庭利用可能日をいつにするかの判断は，

当該学校の運営委員会が、当該学校と協議のうえ決定する。  
 また、全市登録団体に利用させている学校については、地域登録団体の利用日又は全市登録団体の利用日をそれぞれ定めることが可能であり、その判断は、当該学校の運営委員会が行う。

j 地域登録団体の登録方法 :

地域登録団体使用日が設けられている学校を継続して利用したい団体は、当該学校の運営委員会に直接その旨を連絡し、コミネットへの登録申請書を提出したうえで、運営委員会の承認を経て、登録した学校のみを継続的に利用できる地域登録団体となる。その後運営委員会からの連絡を受けて、体育協会がコミネットに登録する。なお市は、運営委員会に対して、住所要件以外の承認の判断基準を特に示していない。

k 地域登録団体と全市登録団体の予約方法 :

地域登録団体	全市登録団体
団体が運営委員会へ利用申込み (様式は定められていない) ↓ 運営委員会による利用調整 ↓ 運営委員会から団体へ 調整結果の連絡 (様式は定められていない) ・ 運営委員会から体育協会へ 調整結果の連絡 (指定様式でファックスにより) ↓ 体育協会が予約内容を コミネットに入力	団体がコミネットにより利用申請 ↓ コミネットによる自動抽選 ↓ 団体がコミネットで確認
※取消, 変更の場合も同様の手続	※取消, 変更の場合も同様の手続
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">コミネットによる予約内容管理</div>	

l 事業実施中の要員配置状況 :

開放中の施設管理及び使用団体の指導を行うために、全ての利用に対して、常に指導員1名を配置。

m 平成21年度年間利用件数 : 7,444件

n 平成21年度事業決算(歳出) : 92,269千円

o 事業開始年度 : 昭和44年度

p 事業実施要綱 : 福岡市立学校校庭夜間開放事業実施要綱

- (イ) 福岡市立学校校庭夜間開放事業実施要綱等に基づく運営委員会の概要
- a 運営委員会の設置目的 : 校庭夜間開放事業を円滑かつ効果的に運営する。
  - b 運営委員会の構成員 : 学校校庭夜間開放指導員(以下「指導員」という。), 学校関係者, 体育指導委員, 指導者代表, 公民館関係者, 校区体育関係者, その他必要と認める者の中から, 福岡市が適当と認めた10名程度。
  - c 運営委員会の役員 : 委員の互選により, 委員長1名, 副委員長1名, 会計1名を置く。その他の役員を置くことを妨げない。
  - d 運営委員会の任務 :
    - ・ 校庭夜間開放事業実施の諸計画を立案すること
    - ・ 利用の促進と利用調整に関すること
    - ・ 学校, 地域, 団体等との連携及び協力を図ること
    - ・ 開放指導員の推薦及び割振りに関すること
    - ・ 利用調整結果を使用月の前々月の15日までに市へ報告すること
    - ・ 開放事業の日誌を取りまとめたうえ, 翌月2日までに市へ提出すること
    - ・ その他本事業の目的達成に必要なこと
  - e 委員の任期 : 2年。再任を妨げない。
  - f 運営委員会への助成金 : 体育協会から各委員会へ, 年間46,000円が助成されている(平成22年度現在)。
- (ウ) 福岡市立学校校庭夜間開放事業実施要綱, 学校校庭夜間開放指導員服務要領等に基づく指導員の概要
- a 指導員の選任 : 運営委員会委員長の推薦を受けた者
  - b 指導員の服務 :
    - ・ 指導員は使用期間中, 使用する校庭・施設用具等の管理及び使用者の指導にあたること。
    - ・ 開放期間は, 原則として4月1日から11月30日までとし, 使用時間は, 午後6時から午後9時までを原則とする。
    - ・ 使用対象者は, 福岡市に登録した団体(グループ)または市長が特に認める団体であること。
    - ・ 指導員の服務時間は, 使用開始30分前から, 終了後30分までとし, 使用準備, 使用団体の確認, 使用後の諸整理の指導, 管理を行うものとする。
    - ・ 指導員は, 使用者の事故防止, 安全管理のため校庭を巡回し, つねに正常な使用につとめること。
    - ・ 次のような行為は, 厳重に禁止させること。  
校庭への車の乗り入れや, 自転車で乗りまわること。

校舎内に立ち入ること。

学校敷地内で喫煙すること。

スパイクの使用をすること。

その他、近隣住民に迷惑をかける行為をすること。

- ・ 使用時間中、事故が発生したときは、ただちに適切な処置を講ずること。また、重大な事故については、市（市がこの事業を第三者に委託した場合は当該受託者）に連絡するほか、管内警察署または消防署に連絡し、これらの指示に従うとともに、別紙事故報告書により、すみやかに市長に事故の詳細を報告すること。
  - ・ 使用後は、用具の整理、校庭の清掃等を指導し、万全を期すること。
  - ・ 指導員は、使用当日の状況を学校施設開放日誌に明細に記入し捺印すること。
  - ・ 都合により、その職務に従事できない場合は、すみやかに校区の運営委員会に連絡すること。
  - ・ 天候が悪い場合（雨、雪、その他強風の場合等）は、使用時間前に学校へ連絡をとり、使用できるか否か確認すること。
- c 指導員への謝礼金：体育協会から各指導員へ、1日につき4,000円が支給されている（平成22年度現在）。

#### イ 福岡市立学校体育館開放事業（学校体育館開放事業）

事業所管課：市民局文化・スポーツ部スポーツ振興課

（平成15年度にスポーツ行政の一元化を行い、教育委員会から市民局に事業移管。）

#### (ア) 事業の概要

- a 対象施設：講堂兼体育館
- b 目的：市民の身近なスポーツの場として、学校教育に支障のない範囲で小学校体育館を開放し、市民スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。
- c 対象者：地域登録したスポーツ団体（原則：一般成人）
- d 平成22年度事業実施校数等：小学校 133校  
(他に旧大浜小及び旧冷泉小の施設で事業実施)
- e 事業実施の日時等：土曜日 14:00～18:00  
日曜日・祝日 9:00～18:00  
年間開放日数 原則100日
- f 使用料：無料
- g 実施(運営)方法：事業を円滑かつ効果的に運営するため、各事業実施校に学校体育館開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会が実施。

所管課は、事業実施に係る運営業務を体育協会に委託。

- h 事業実施中の要員配置状況 : 要員配置なし  
(利用団体による自主管理)
- i 平成 21 年度年間利用件数 : 17,673 件
- j 平成 21 年度事業決算(歳出) : 24,217 千円
- k 事業開始年度 : 昭和 51 年度
- l 事業実施要綱 : 福岡市立学校体育館開放事業実施要綱

(イ) 福岡市立学校体育館開放事業実施要綱等に基づく運営委員会の概要

- a 運営委員会の設置目的 : 学校体育館開放事業を、円滑かつ効率的に運営する。
- b 運営委員会の構成員 : 学校関係者、公民館関係者、体育指導委員、校区体育関係者、使用者代表、その他の中から、福岡市が適当と認めた 8 名程度。
- c 運営委員会の役員 : 委員の互選により、委員長 1 名、副委員長 1 名、会計 1 名を置く。その他の役員を置くことを妨げない。
- d 運営委員会の業務 :
  - ・ 開放事業実施の諸計画を立案すること
  - ・ 利用の促進および利用調整に関すること
  - ・ 学校・地域・団体等との連携・協力に関すること
  - ・ 使用許可申請書・使用状況報告書を取りまとめるうえ、市へ提出すること
  - ・ 利用者の研修に関すること
  - ・ その他本事業の目的達成に必要なこと
- e 委員の任期 : 2 年。再任を妨げない
- f 運営委員会への助成金 : 体育協会から各委員会へ、年間 165,000 円が助成されている(平成 22 年度現在)。

ウ 福岡市立学校プール開放事業(学校プール開放事業)

事業所管課 : 市民局文化・スポーツ部スポーツ振興課

(平成 15 年度にスポーツ行政の一元化を行い、教育委員会から市民局に事業移管。)

(ア) 事業の概要

- a 対象施設 : プール
- b 目的 : 小・中・特別支援学校のプールを夏季休業期間中に、原則として当該学校の児童・生徒に開放し、健康体力の増進と健全育成を図る。
- c 対象者 : 当該学校の児童・生徒(原則)

- d 平成 22 年度事業実施校数等 : 計 174 校  
    ※小学校 143 校, 中学校 23 校, 特別支援学校 8 校
- e 事業実施の日時等 : 原則として 10:00~15:00  
    小・特別支援学校 夏季休業期間中の 17 日間  
    中学校 夏季休業期間中の 15 日間
- f 使用料 : 無料
- g 実施(運営)方法 : 開放日及び日数の設定は各開放校にて計画  
    所管課は, 事業実施に係る運營業務を体育協会に委託。
- h 事業実施中の要員配置状況 : 施設管理及び利用者の安全確保のために監視員 2 名を配置。  
    ※特別支援学校は 3 名配置。
- i 平成 21 年度年間利用者数 : 152,043 人
- j 平成 21 年度事業決算(歳出) : 50,998 千円
- k 事業開始年度 : 昭和 48 年度
- l 事業実施要綱 : 福岡市立学校プール開放事業実施要綱

(イ) 学校プール開放監視員服務要領等に基づく学校プール開放監視員の概要

- a 監視員の服務 :
  - ・ 開放前の諸準備及び開放後の整理を行うこと
  - ・ 開放期間は, 原則として夏季休業中で学校が計画した期間とし, 開放時間は, 午前 10 時から午後 3 時までとする
  - ・ 開放中における使用の安全管理と事故防止に努め, 必要な指導等を行うこと
  - ・ 関係者との連絡調整を行うこと
  - ・ 事故が発生した場合, すみやかに適切な処理を行うとともに, 市(市がこの事業を第三者に委託した場合は当該受託者)へ報告すること
  - ・ 開放施設の設備, プール水については, 開放前に入念な点検を行うほか, 開放中も定期的な点検を行い, 設備等の安全管理に努めること
  - ・ プール日誌の記帳及び整理を行うこと
  - ・ その他, 学校関係者の指導・指示に従うこと
- b 監視員への謝礼金 : 体育協会から各監視員へ, 1 日につき 5,000 円が支給されている(平成 22 年度現在)。

(2) こども未来局関連事業

ア 昼間校庭開放事業

事業所管課 : こども未来局こども部こども育成課

(平成 14 年度に教育委員会から保健福祉局に移管。平成 17 年度に保健福祉局からこども未来局に事業移管。)

(ア) 事業の概要

- a 対象施設 : 校庭 (雨天等の場合は講堂兼体育館)  
※ (土曜日の午前中(9:00~13:00)については、雨天等により校庭が使用できない場合のみ、校庭の代わりに講堂兼体育館を開放する  
場合がある。)
- b 目的 : 子どもたちの安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図る。
- c 対象者 : 幼児・児童・生徒
- d 平成 22 年度事業実施校数等 : 小学校 140 校  
(他に旧大浜小の施設で事業実施)
- e 事業実施の日時等 : 土曜日・日曜日、祝日 10:00~17:00  
夏休み等長期休業日 13:00~17:00  
(日曜日、祝日含む)  
※ 土曜日については、各事業実施校の校庭開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)の決定により、開始時間を9時に変更して実施することができる。  
※ 長期休業中の開放時間については、各運営委員会の決定に基づき、市事業所管課へ開放時間変更の申請を行うことができる。
- f 使用料 : 無料
- g 実施(運営)方法 : 事業を円滑かつ効率的に運営するため、各事業実施校に校庭開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、運営委員会が実施。各運営委員会が、実施日程の調整や校庭開放指導員(以下「指導員」という。)の選定、配置等を行う。
- h 事業実施中の要員配置状況 : 指導員 1 名を配置
- i 平成 21 年度年間延べ実施日数 : 16,640 日(1 校平均 117.2 日)
- j 平成 21 年度事業決算(歳出) : 91,897 千円
- k 事業開始年度 : 昭和 42 年度
- l 事業実施要綱 : 福岡市校庭開放事業実施要綱

(イ) 福岡市校庭開放事業実施要綱等に基づく運営委員会の概要

- a 運営委員会の設置目的 : 昼間校庭開放事業を円滑かつ効率的に運営し、実施する。
- b 運営委員会の構成員 : 学校関係職員、父母教師会関係者、公民館関係者、体育指導委員、指導員、その他青少年健全育成に知識経験を有する者の中から、当該校長の推薦により福岡市が適当と認めた者
- c 運営委員会の任務 :
- ・ 昼間校庭開放事業実施の諸計画を立案すること
  - ・ 利用の改善を図り、事故防止に対する措置を検討すること

- ・ 指導員の推薦及び適正な配置を図ること
  - ・ 学校，地域，団体等との連携を図り住民の理解及び協力を得ること
  - ・ その他事業の目的達成に必要な事項
- d 運営委員会への補助金：事業所管課から各委員会へ，年間 25,000 円が補助されている（平成 22 年度現在）。

(ウ) 福岡市校庭開放事業実施要綱等に基づく指導員の概要

- a 指導員の選任：校庭開放運営委員会委員長及び当該校長の推薦（様式）により福岡市が適当と認めたもの。
- b 指導員の役割：
- ・ 開放時間中の見守り，事故防止及び開放施設の管理にあたること
  - ・ 利用者の利用を妨げる行為をする者がある時はこれを制止させ，常に正常な利用に努めること
  - ・ 開放時における運動用具，その他の用品の保管貸出にあたること
  - ・ 校庭開放日誌に開放状況を記録すること
  - ・ その他要綱に定めるもののほか，指導員の活動心得により従事すること
- c 指導員への謝礼金：事業所管課から各指導員へ，1 日（全日）につき 6,200 円が支給されている（平成 22 年度現在）。
- ※ なお，半日（4 時間）につき 3,100 円が支給されている。

(エ) 福岡市校庭開放事業実施要綱等に基づく運営委員会委員の概要

- a 運営委員会委員の任期等：
- ・ 運営委員会委員の任期は 1 年とし，再任を妨げない。
  - ・ 運営委員会は委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。
  - ・ 委員長及び副委員長は，委員の互選とする。
  - ・ 委員長の任命により事務担当者 1 名を置く。
- b 委員長及び事務担当者への謝礼金：事業所管課からそれぞれへ，1 年間につき 12,000 円が支給されている（平成 22 年度現在）。

(3) 教育委員会関連

ア その他の目的外使用許可

事業所管課：教育委員会施設部施設整備課

(ア) 概要

- a 対象施設：校庭，講堂兼体育館，柔剣道場
- b 目的：学校教育上支障がない限り，スポーツ，社会教育，その他公共のための利用を許可する。（営利・政治活動等を目的とするときは許可しない。）

- c 対象者：申請者
- d 平成 22 年度実施校数等：全市立学校 234 校（園）  
 ※幼稚園 7 園，小学校 146 校，中学校 69 校，高等学校 4 校，  
 特別支援学校 8 校
- e 許可対象日時等：午前 8 時から午後 10 時までの時間帯が対象となり，学校教育上支障がない日時に，校庭夜間開放事業等の実施に支障を与えない範囲での利用が可能となる。
- f 使用料：下表のとおり

種 別		使用 区分	料金区分	
			午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
校舎	講堂兼体育館	一般	1,500 円	2,200 円
		公共	700 円	700 円
	柔剣道場	一般	1,000 円	1,400 円
		公共	500 円	500 円
	教室	一般	700 円	1,000 円
		公共	400 円	400 円
校庭		一般	1,500 円	1,500 円
		公共	700 円	700 円

※「公共」とは，本市の後援事業等

※本市の執行機関（公民館含む）の主催又は共催による使用は，全額免除

- g 実施（運営）方法：  
 有料使用分は施設整備課が申請受付（学校長の副申必要）  
 使用料が全額免除される場合の使用分は各学校が申請受付
- h 使用料が全額免除される使用：
- ・ 本市執行機関の主催・共催による使用  
 （共催の場合，市担当課の副申が必要）
  - ・ 公民館の主催・共催（公民館サークル利用含む）による使用  
 （共催の場合，公民館の副申が必要）
  - ・ 青少年の健全育成を目的に，使用する学校の児童を 1 人以上含んで組織又は加入している団体の使用
  - ・ 青少年の健全育成を目的とする団体が，使用する学校の児童，生徒を含む，児童，生徒を対象に，事業活動を行うための使用
  - ・ 私立認可保育園・認可幼稚園による使用
- i 許可による利用中の要員配置状況：要員は特に配置していない。
- j 平成 21 年度年間利用件数：計 112,636 件  
 有料利用 2,102 件，無料利用 110,534 件

k 平成 21 年度事業決算(歳入) : 3,945 千円

(4) 小学校施設を使用して実施しているその他の事業

前記(1)～(3)以外に、こども未来局が小学校施設を使用して、放課後等の遊び場づくり事業や、留守家庭子ども会事業を実施している。

3 各局等が特定の学校体育施設で実施する事業等の内容概略(所管局等別)

市民局、城南区及び教育委員会が特定の学校体育施設で実施する学校体育施設の市民への開放事業等の内容概略は、以下のとおりである。

(1) 市民局関連事業

ア 運動広場開放事業(高取小学校第2グラウンド)

高取小学校第2グラウンドについては、市民局(文化・スポーツ部スポーツ振興課)が教育委員会から市民運動広場として使用承認を受け、日常生活の中でスポーツを楽しみ、健康・体力の増進やスポーツ活動を通して仲間づくりを図ることを目的として、運動広場開放事業を実施している。

対象者は原則小学生で、開放時間は、平日は16時30分から18時までとなっている。土曜日・日曜日・祝日は9時から18時までで、いずれも3時間単位での利用となっている。使用料は無料である。

運營業務を(財)福岡市体育協会に委託しており、施設には、利用の際、施設管理及び利用団体の指導を行う指導員(管理人)1名を配置している。

- ・平成21年度年間利用件数 : 422件
- ・平成21年度事業決算(歳出) : 1,315千円

(2) 城南区関連事業等

ア 城西中学校第2グラウンド(旧当仁中学校の施設)の利用

城西中学校第2グラウンドとして利用している旧当仁中学校の校庭部分については、城南区(区政推進部地域支援課)が教育委員会から市民運動広場として、学校が使わない時間帯について使用承認を受けている。

対象者は原則として地域団体で、クラブ活動等の学校教育に支障がない時間帯に開放している。使用料は無料である。

運営は、城南区地域支援課が行っており、施設利用の際は、利用者による自主管理となっている。

- ・平成21年度年間利用件数 : 302件

(3) 教育委員会関連事業等

ア 博多小学校施設開放事業

博多小学校の体育施設については、教育委員会が、地域の身近なスポーツその他の生涯学習活動の場、又は子どもの遊び場の確保のため、学校教育活動に支障のない範囲で、博多小学校の施設を開放する事業を実施しており、

管理運營業務を，教育委員会（総務部総務企画課）が博多小学校施設開放運営委員会に委託している。

事業の対象施設は，校庭や体育館の他に，図書室等の特別教室やクラブハウス，表現の舞台である。

対象者は，原則として，博多小学校通学区域内の住民及び団体で，利用登録をした団体となる。ただし，土曜日，日曜日及び祝日並びに長期休業中の日中に校庭を開放する，子ども校庭開放としての利用の場合は，対象が幼児・児童・生徒となり，住所を問わない。

子ども校庭開放には指導員を1名配置している。地域のスポーツ等での校庭の利用や体育館の利用については，配置していない。

- ・平成21年度年間利用件数　：　校庭　2件，体育館　507件
- ・平成21年度事業決算(歳出)　：　1,543千円

#### イ 旧大浜小学校施設の無償貸与

普通財産である旧大浜小学校の校庭及び体育館については，市民及び地元住民の公共的利用，社会教育活動及びスポーツ振興を目的に自ら供することを条件として，教育委員会（施設部施設整備課）が旧大浜小学校開放施設管理委員会に無償で貸与している。

なお旧大浜小学校の施設において，市民局が福岡市立学校体育館開放事業を，こども未来局が昼間校庭開放事業をそれぞれ実施している。福岡市立学校体育館開放事業については，委員会への助成金が市民局から支出され，昼間校庭開放事業については，校庭開放指導員への謝礼金（1日につき6,200円）のみがこども未来局から支出されている。

- ・平成21年度年間利用件数　：　校庭　490件，体育館　199件

## 第8 監査結果

学校体育施設の市民への開放に関連する事業に係る業務全般について監査を実施した。

今回、前述の監査テーマの選定理由及び主な着眼点を基に学校体育施設の市民への開放に関連する事業に係る業務について監査を実施した結果、おおむね良好に行われていたが、一部、次のような指摘事項及び検討が望まれる事項が認められた。

### 1 指摘事項等

学校体育施設の市民への開放に関連する事業に係る業務について、各局の監査実施状況及び指摘事項は、次のとおりである。

#### (1) 市民局

市民局の所管する校庭夜間開放事業、学校体育館開放事業、学校プール開放事業及び運動広場開放事業（高取小学校第2グラウンド）に関して、所管課、当該事業が実施されて関連する業務を行っている学校及び地域支援の一環として当該事業に関連する業務を行っている公民館を抽出して監査を実施し、一部関係人調査も実施した。

#### (指摘事項)

ア 校庭夜間開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの

(スポーツ振興課)

平成21年度の福岡市立学校校庭夜間開放事業実施に係る事務処理において、市は福岡市地域スポーツ振興事業業務委託契約のなかで業務受託者に校庭夜間開放事業を実施させ、各事業対象校の福岡市立学校校庭夜間開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)への助成金(46,000円)を支出させていたが、各事業対象校の運営委員会の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への助成金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への助成金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。

(ア) 運營業務受託者が行った平成21年度の運営委員会への助成金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度学校校庭夜間開放事業実績報告書等に、次のような支出内容等が不明であったり、内容について疑問のある事例が見受けられた。しかしながら、市所管課はそれぞれの内容について具体的な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。

- a 実績報告書の収入金額，支出金額の内訳額が，同 20 年度の実績報告書と同じ内容となっている運営委員会が散見された。
- b 平成 21 年度 1 年間の利用総件数が 0 件であるにもかかわらず，複数回の運営委員会議が開催され，交付額全てを支出したと報告している運営委員会があった。
- c 平成 21 年度は地域登録団体のみの利用を認めている学校で，1 年間を通じて 1 団体のみの利用であるにもかかわらず，複数回の運営委員会議が開催され，交付額全てを支出したと報告している運営委員会があった。

(イ) 実査した学校及び公民館において，各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている学校教頭，又は公民館館長等に聴取を行ったところ，当該学校又は公民館で経理関係の業務が行われていない場合，学校教頭等が平成21年度の学校校庭夜間開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない，平成21年度学校校庭夜間開放事業実績報告書等において記載されている会議等に参加したことがない，また提出された書類を全く見たことがない，という運営委員会が散見された。

(指摘事項)

イ 経済性の観点から校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性等について見直しを求めるもの

(スポーツ振興課)

市は，平成 21 年度及び同 22 年度における福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）による校庭利用に際して，地域登録団体による定例的な利用か，全市登録団体による一時的な利用かを問わず，開放時間中の見守り，事故防止及び開放施設の管理等を行う指導員を配置し，1 回の利用に伴う業務への謝礼金として毎回 4,000 円を支出していた。

配置された指導員は，第三者としての役割を果たすことを求められており，業務の性質から考えると，本来，当該利用団体の代表者やメンバーではない人物が，指導員として配置される必要がある。しかしながら，平成 21 年度の校庭夜間開放事業において，指導員が代表者となっている地域登録団体の利用日に，当該指導員が配置されるという事例が散見された。

上記，利用の際の指導員配置の実態から，利用に際しては，必ずしも利用団体と関係のない第三者の指導員配置は必要ないと思われる。経済性の観点から，指導員の業務として位置付けている業務内容及びその執行方法等に関して見直しを行い，より効率的・効果的な事業の実施方法について検討の上，校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性について見直しを行われたい。

(指摘事項)

ウ 学校体育館開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの

(スポーツ振興課)

平成 21 年度の福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）実施に係る事務処理において、市は福岡市地域スポーツ振興事業業務委託契約のなかで業務受託者に学校体育館開放事業を実施させ、各事業対象校の福岡市立学校体育館開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）への助成金（165,000 円）を支出させていた。各事業対象校の運営委員会の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への助成金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への助成金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。

- (ア) 業務受託者が行った平成 21 年度の運営委員会への助成金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度学校体育館開放事業実績報告書中、実績報告書の収入金額及び支出金額の内訳額が、同 20 年度の実績報告書と同じ運営委員会が散見された。しかしながら、市所管課はそれぞれの内容について具体的な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。
- (イ) 実査した学校及び公民館において、次のような事例が見受けられた。
- a 実際の委員会設置や会議開催の状況、支出内訳が、市への報告書と異なっていた運営委員会が散見された。
  - b 平成 21 年度の領収書等の支出に係る証拠書類一式を廃棄しており、支出内容が確認出来ない運営委員会があった。
  - c 各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている学校教頭又は公民館館長等に聴取を行ったところ、当該学校又は公民館で経理関係の業務が行われていない場合、学校教頭等が平成 21 年度の学校体育館開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成 21 年度学校体育館開放事業実績報告書等において記載されている会議等に参加したことがない、また提出された書類を全く見たことがない、という運営委員会が散見された。

(指摘事項)

エ 学校体育館開放事業に係る申請書等様式及び事務処理についての見直しを求めるもの

(スポーツ振興課)

福岡市立学校体育館開放事業実施要綱によると、福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）により学校の体育館を使用しようとする団体は、福岡市立学校体育館開放使用許可申請書（以下「申請書」という。）により市長（事業所管課であるスポーツ振興課）に申請し、市長の許可を受けなければならない、と定められている。申請書は3部複写式となっており、市長印の印影が印刷された福岡市立学校体育館開放使用許可書（以下「許可書」という。）及び福岡市立学校体育館開放使用許可書（控え）（以下「控え」という。）が添付されている。

しかしながら、申請書は許可書及び控えが添付された状態で、各事業対象校に任意団体として設置された運営委員会の委員長に配付され、基本的に運営委員会が保管していた。運営委員会が申請書を受領した後に申請者に許可書を交付し、控えを自らが保管し、申請書を取りまとめて学校体育館開放事業の運營業務受託者に提出する、という手続きとなっていた。さらに申請書には市の決裁欄がなく、それぞれの申請書は学校体育館開放事業の運營業務を受託した団体が保管しており、業務所管課であるスポーツ振興課に提出される手続きにもなっていなかった。市の許可を実質的に任意の運営委員会が行うという、不適切な事務処理を行っていた。

市長印の印影が印刷された許可書は、行政が適切に管理しなければならない。また使用許可申請に対する許可は行政として行う行為であり、民間に委託することはできない。しかしながら、ほとんど全ての市立小学校において学校体育館開放事業が行われていることから、その申請書全ての処理を市所管課のみで行うことは現実的ではない。適切な許可書の保管・管理及び事務処理が行われるよう、申請書等の様式及び事務処理について、見直しを行いたい。

(2) こども未来局

こども未来局の所管する昼間校庭開放事業に関して、所管課、当該事業が実施されて関連する業務を行っている学校及び地域支援の一環として当該事業に関連する業務を行っている公民館を抽出して監査を実施した。

(指摘事項)

ア 昼間校庭開放事業の補助金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの

(こども育成課)

平成21年度福岡市校庭開放運営委員会連絡会事業に対する補助金(25,000円)の支出事務において、各昼間校庭開放事業対象校の校庭開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への補助金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への補助金支出による事業実施方法について、見直しを行われない。

(ア) 平成21年度の運営委員会への補助金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度校庭開放事業実績報告書中、実績報告書の収入金額、支出金額の内訳額が、同20年度の実績報告書と同じ事例が散見された。しかしながら、市所管課は具体的な内容について十分な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。

(イ) 実査した学校及び公民館において、次のような事例が見受けられた。

- a 実際の委員会設置や会議開催の状況、支出内訳が、市への報告書と異なっていた運営委員会が散見された。
- b 平成21年度の領収書等の支出に係る証拠書類一式を廃棄しており、支出内容が確認出来ない運営委員会があった。
- c 各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている公民館館長等に聴取を行ったところ、経理関係の業務を行っていない公民館長等が平成21年度の校庭開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成21年度運営委員会の事業実績報告書に記載されている会議等に参加したことがない、また市に提出された、事業決算報告書等を含む全ての書類を全く見たことがない、という運営委員会が散見された。

(3) 教育委員会

教育委員会の行う目的外使用許可に関して、所管課並びに目的外利用許可に係る業務を行っている学校及び地域支援の一環として関連する目的外利用許可の申請及び副申を行っている公民館を抽出して監査を実施した。

また、教育委員会の所管する博多小学校施設開放事業に関して、所管課及び当該事業が実施されて関連する業務を行っている学校について監査を実施し、一部関係人調査も実施した。

(指摘事項)

ア 各学校長が行う目的外使用許可について適切な事務処理を行うよう求めるもの

(施設整備課関連)

市立学校の校庭，講堂兼体育館等の一時的な使用で，使用料の徴収を伴わない場合の目的外使用許可については，福岡市教育委員会教育次長以下専決規程により，管理者である学校長の専決事項と定められている。福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱によると，学校長が校庭等の目的外使用を許可する場合，使用者から福岡市立学校校舎校庭使用許可申請書（以下「申請書」という。）を受理し，学校長が申請に基づいて使用の諾否を決定して決裁を行い，許可する場合はすみやかに使用者に許可書を交付し，教育委員会所管施設の目的外使用許可に係る調整業務を所管する施設整備課に，許可した内容を文書で通知しなければならない。さらに福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則では，決裁処理された申請書は，公文書として5年間保存しなければならない，と定められている。

また施設整備課は，制度が適切に運用されるよう，各学校を指導することが求められている。

しかしながら，小学校，中学校及び特別支援学校が行った平成21年度及び同22年度の目的外使用許可に係る事務処理において，教職員が事務処理を十分理解しておらず，以下のような不適切な事例が見受けられた。各学校において適切な事務処理が行われるよう，業務所管課は，学校に対して研修や指導等を行われたい。

(ア) 文書による許可手続きを行わないままの使用

申請書の提出がなく，文書による許可手続きを行わないまま，特定の団体に継続的に体育館又は校庭を無料で使用させている学校があった。

(イ) 公文書である申請書の廃棄，紛失

公文書である平成21年度分の申請書を廃棄又は紛失している学校があった。

(ウ) 使用許可の決裁

多くの学校において，受理した申請書について，無料での使用許可について権限を有する学校長の決裁を受けないまま，教頭が許可書を交付し，使用させていた。

(4) 市民局及び教育委員会

(指摘事項)

ア 学校体育施設利用の申請手続きや窓口の統一化

(スポーツ振興課，施設整備課)

各学校において，市民局が利用申請者への許可を行っている福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）の実施対象時間中における校庭の利用や，福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）の実施対象時間中における講堂兼体育館利用について，目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また，こども未来局が行っている昼間校庭開放事業の実施対象時間中における校庭の利用についても，目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また目的外使用許可は，教育委員会施設整備課又は各学校が，それぞれ行うことができる。

しかしながら，施設整備課は，各事業による予約重複の調整方法や，各許可権者が行う許可の相互把握の手順等を定めていなかった。また，市民局スポーツ振興課は，学校体育館開放事業に係る許可手続きを各事業実施校ごとに設置させた体育館開放運営委員会に行わせており，個別の許可状況を把握していなかった。そのため，平成21年度の事務処理において，以下のように，それぞれの許可権者が他の事業等による許可状況を把握できず，重複して許可を行ったり，許可手続きが漏れるという事例が見受けられた。利用者や各許可権者が行う手続き上の混乱を防ぐために，関係所属で協議の上，申請手続き等の見直しや窓口の統一化を図りたい。

(ア) 他局の事業に重複する形で行われた目的外使用許可

市民局又はこども未来局の実施している事業による許可に重複する形で，許可範囲等の条件を付さずに，学校が無料分として目的外使用許可を行った次のような事例が見受けられた。

- a 別団体に，有料での利用として校庭夜間開放事業による許可を市民局が行っている時間帯に，学校行事ではない18時から19時までを含む時間帯の利用に対して，目的外使用許可を行った。
- b 市民局が実施している学校体育館開放事業の対象日で，全て又は一部の時間が対象時間帯となっている利用に対して行われた許可と，全く同一の時間帯又は一部の時間帯が重複する形で，目的外使用許可を行った。
- c こども未来局が実施している昼間校庭開放事業による利用が行われる時間帯に，目的外使用許可を行った。

(イ) 誤って行われた学校体育館開放事業による許可

本来は教育委員会の目的外使用許可によるべき利用であるにもかかわらず

らず、誤って市民局の所管する学校体育館開放事業による許可が行われた、次のような事例が見受けられた。

- a 使用日が開放事業対象日外、又は対象日だが使用時間が全く対象時間外であるにもかかわらず、学校体育館開放事業として許可した。
- b 使用目的がスポーツ以外と思われるにもかかわらず、学校体育館開放事業として許可した。

(ウ) 地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭の目的外使用許可

地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭等の使用については、申請者が、市民局の所管する校庭夜間開放事業の業務受託者の承認を得た後で、別途、教育委員会施設整備課に目的外使用許可申請を行い、同課が無料分として使用許可を行うことを、市民局が学校校庭夜間照明施設目的外使用の取り扱い要領で定めていた。しかしながら申請者に、承認後の具体的な手続きを書類等で示しておらず周知も行っていなかったため、申請者から教育委員会への申請が漏れ、目的外使用許可手続きが行われないうまま、夜間照明施設を用いた校庭の使用がなされていた事例が見受けられた。

(5) 東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区及び西区

地域支援の一環として、市民局及びこども未来局の所管する事業に関連する業務を、また教育委員会の行う目的外使用許可に関する申請及び副申を行っている各区の公民館を抽出して監査を実施し、一部関係人調査も実施した。

今回の監査で、各区について特に指摘する事項はなかった。

## 2 その他検討が望まれる事項

同一内容で複数の事例が見受けられ、今後の検討が望まれる、以下のような事例があった。

### (1) 市民局関連

#### ア 校庭夜間開放事業関係

##### (ア) 校庭夜間開放事業による各学校ごとの利用開始可能時間等の周知

福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）に係る校庭の利用時間は原則 18 時から 21 時までで、使用料は 2,500 円となっている。しかしながら学校によっては、利用開始時間を 18 時より遅く設定したり、あるいは時期によって利用開始時間の変更を行っている。

平成 21 年度に校庭夜間開放事業実施校の学校校庭夜間開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）から提出された調査票によると、利用団体の利用開始が、部活動の関係で 18 時からできない場合があると記載された運営委員会が多数あり、全ての利用日において 19 時以降にしか利用開始できない日があると記載された運営委員会も複数あった。なかには、全ての利用日において 19 時以降にしか利用開始できない、と記載された運営委員会もあった。

しかしながら市は、一般の利用者に、利用時間は原則として 18 時から 21 時だが、学校教育活動優先のために利用開始時間を変更する場合がある、という原則的な取扱いのみを公表しており、各学校ごとの利用開始可能時間については、公表も個別の案内もしていなかった。利用者は、公表された情報で、利用する学校の具体的な利用開始時間を知り得る状況になかった。

2,500 円は原則として 1 回 3 時間の校庭夜間利用に対する料金ということになるが、現在、実際の利用時間が 1.5 時間という場合でも使用料に差はない。実査した中に、「18 時からの 3 時間分の校庭夜間利用に対して 2,500 円負担して利用しているので、早く部活動を止めてほしい」という内容の申し入れを利用者から受けた学校も見受けられた。

利用者が、利用を希望する学校についての具体的な利用開始可能時間や料金利用の考え方を予め理解したうえで利用してもらえるように、各学校ごとの利用開始可能時間や、利用時間が 3 時間より短くなった場合の利用料金の取扱いについて再度検討し、一般利用者への周知を行われたい。

##### (イ) 校庭夜間開放事業における地域登録団体の利用予約・取消等の方法変更の検討

福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）において、地域登録団体の利用予約・取消等の手順は、利用団体が利用予約・取消等の内容を運営委員会に伝え、各運営委員会が校庭夜間開放事業

の運營業務受託者にファックス送信による連絡を行い、運營業務受託者が福岡市公共施設案内・予約システム（以下「コミネット」という。）への入力を行うという方法であった。各運営委員会から運營業務受託者への連絡については、利用される学校への事前連絡を行う必要があり、また予約取消が利用予定日の7日前以降になる場合はキャンセル料が発生することもあるため、地域登録団体から申し出のあった施設の利用予約や取消等の連絡は、遅滞なく行われる必要がある。また運營業務受託者は、全ての対象施設に係るそれぞれの申請内容を、連絡を受けるたびに遅滞なく正確に入力しなければならない。

しかしながら平成21年度及び同22年度の運營業務受託者が行った事務処理において、地域登録団体の利用予約や取消等について各運営委員会からの事前連絡を受けていないにもかかわらず、運営委員会は地域登録団体から事前連絡を受けていたという内容で記載された報告を運営委員会から事後に受けていた事例が見受けられた。

全市登録団体はインターネット等を通じて、自らの責任においてコミネットへの予約入力、キャンセル入力を行っており、基本的に地域登録団体が同様のことをできない理由はない。予約内容のコミネットへの入力作業が全市登録団体と同様に迅速化、正確化、簡素化されるように、地域登録団体の利用予約・取消等の方法について、変更を検討されたい。

## イ 学校プール開放事業関係

### (ア) プール開放監視員の職務従事時間等の見直し

福岡市立学校プール開放事業（以下「学校プール開放事業」という。）の所管課は、学校プール開放事業実施校（以下「事業実施校」という。）や開放施設の管理及び使用者の指導等を行う学校プール開放監視員（以下「監視員」という。）に対して、プール使用者への開放時間が原則として午前10時から午後3時で、監視員の謝礼金は1日につき5,000円（所得税込み）であるということ、また監視員が行うべき開放開始前の諸準備や開放中・解放後の整理等の職務の内容は示していたが、職務の標準的な開始時間や終了時間は示しておらず、休憩時間の取扱いについても示していなかった。

各事業実施校における実際のプール開放時間は、途中で休憩時間をはさんで開放が実施されている場合も、連続して開放が実施されている場合もあったが、多くの事業実施校において、所管課が示した原則どおり、1日につき4時間であった。しかしながら、開放時間が3時間以下の学校が散見され、中には2時間という学校も見受けられた。また、開放時間が4時間15分という学校も見受けられた。

所管課は、各事業実施校の監視員に、職務従事時間の長短に関わらず、1日の職務に対する謝礼金として5,000円を支出していた。

実査した多くの学校で、監視員確保の困難さを聴取したが、同一謝礼金額に対して必要とされる職務従事時間に対する不均衡な取扱いは、開放時間が他と比較して長いこととなる学校の監視員確保にも影響を与えていると思われることから、職務従事時間及び謝礼金のあり方について見直しを行われたい。

## (2) こども未来局関連

### ア 校庭開放運営委員長の役割と職務の明確化

市は、平成21年度校庭開放運営委員長謝礼金の支出事務において、委員長個人に謝礼金（年間12,000円）を支出していたが、具体的に委員長としてのどのような役割や職務に対する謝礼であるかを事業実施要綱等で定めておらず、文書でも示していなかった。委員長に対する謝礼金支出が必要であれば、委員長としての具体的な役割や職務を明確に定め、明示されたい。

## (3) 教育委員会関連

### ア 午前8時より前の利用に対する目的外使用許可の検討

福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱で、学校施設を使用できる時間は午前8時から午後10時までであると定めている。しかしながら、平成21年度及び同22年度において学校が無料分として許可した目的外使用のうち、午前6時から午前9時までの校庭の目的外使用を許可している事例が見受けられた。また午前6時30分から午前7時45分までの講堂兼体育館の目的外使用を許可している事例も見受けられた。

実施要綱で定めている学校施設の利用可能時間には該当していないが、午前8時より前の学校体育施設利用について申請者からの希望があることから、取扱いについて検討が望まれる。

### イ 目的外使用許可における公民館の副申基準等の周知徹底

福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱によると、申請者から、公民館の共催事業や公民館サークルとして学校の校庭・講堂兼体育館等を利用したいという内容で申請があった場合、公民館長は福岡市立学校校舎校庭使用許可申請書の備考欄に公民館共催事業であることを副申し、学校は当該副申を確認して、無料での利用を許可することが可能となる。しかしながら、平成21年度及び同22年度の学校の校庭・講堂兼体育館等の目的外使用許可事務において、公民館の共催事業に該当しない申請に対して公民館が副申を行った事例や、公民館の副申がない申請に対して学校が公民館共催事業として認定し、無料で使用させていた事例が見受けられた。

実査の際、複数の公民館や学校において、目的外使用許可における公民館の副申基準やその取扱方法等について記載されたマニュアル等がなく、研修等も行われておらず、具体的な事務処理方法等を知らなかった、とい

う意見を聴取した。マニュアルの配布や研修等を行い、毎年度、各公民館及び各学校へ公民館の副申基準等の周知徹底を行われたい。

#### ウ 会費等を徴収している団体の利用に対する目的外使用許可の取扱いの検討

平成 21 年度及び同 22 年度の市立学校の校庭又は体育館の使用において、ホームページ又は広告チラシ等で入会金及び月会費等を示し会員募集を行っていた団体の利用について、公民館サークル又は青少年健全育成活動に該当するとして、学校が無料での目的外使用を許可していた事例が見受けられた。

会費等を徴収している団体のなかには、営利活動に該当する事例もあると思われる。ただし、なかには児童・生徒を対象にした団体の活動で、当該学校の児童・生徒が含まれ、保護者等が活動を望んでいる場合もある、という内容を実査の際、学校関係者から聴取した。実費を超えた会費等を徴収している団体の利用について、使用そのものを全く認めないのか、又は一定の要件を満たす場合には有料分としての使用を認めるのか、認める際に何らかの条件を付すのか等、今後の取扱いについて検討されたい。

### (4) 市民局・教育委員会関連

#### ア 地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭等利用申請の事務手続き簡素化等の検討

市民局が定める学校校庭夜間照明施設目的外使用の取り扱い要領によると、地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭等の使用については、申請者が、予め利用の可否について学校に相談し、その後市民局の所管する福岡市立学校校庭夜間開放事業の運營業務受託者から承認を得た後で、改めて、教育委員会施設整備課に目的外使用許可申請を行い、同課が無料分として使用許可を行うことを定めていた。申請者は、異なる相手方に、異なる書類で申請を行う必要があったが、市は運營業務受託者の承認を得た後の具体的な手続きを書類等で示しておらず周知も行っていなかったため、申請者から教育委員会への申請が漏れ、目的外使用許可手続きが行われないうまま、夜間照明施設を用いた校庭の使用がなされていた事例が見受けられた。

1回の校庭等の利用に対して、申請者が複数の異なる申請を行う必要があり、申請者のみならず許可を行う市にとっても複雑な手続きとなっていた。事務手続きの簡素化・合理化を検討されたい。

## 【監査委員の意見】

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、前記「第8 監査結果」に記載した監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

### 地域コミュニティの活性化に寄与するために 貴重な地域資源である学校体育施設の有効活用を

学校施設は、学校教育のために設置された施設であるが、法律によって、学校教育に支障のない範囲で、社会教育やスポーツ振興のための利用に努めることが求められており、またその他公共のための利用も可能となっている。

本市が設置した学校の校庭、講堂兼体育館等の学校体育施設についても、本来の目的である学校教育での利用の外に、地域住民により、身近なスポーツ・レクリエーションの場として、またコミュニティ活動の場として利用されており、地域活性化の観点からも、重要な役割を担っている。また、広く市民からも利用されている。

学校体育施設は、前記「第7 市立学校体育施設の市民への開放に関する概要」に記載したように、各事業所管局が行う学校体育施設の開放事業による利用のほかに、教育委員会（学校）が随時行う目的外使用許可を受けて行う利用等、様々な形態で利用されている。

開放事業を実施する各種運営委員会はそれぞれ独立して設置され、運営されている。運営委員会のメンバーもそれぞれ別に構成され、各運営委員会に対しては、各局からそれぞれの事業に係る補助金等が支出されている。各事業の内容、実施時期、事業による学校体育施設利用のための申請や許可の手続き等、全てが独立して実施されている。

また学校体育施設において各局の事業が実施される場合でも、当該施設の同一時間帯の利用に対して、教育委員会は随時の目的外使用許可を行うことが可能となっている。許可の判断を行うのは、有料での利用については事務局の施設整備課、無料での利用については各学校となっている。

にもかかわらず、教育委員会の目的外使用許可による利用と各局の事業による利用や、各局間の事業による利用については、調整方法が全く定められていない。

以上のような状況のなか、学校施設等の利用を希望する市民は、複数の異なる申請方法があることを知り、それぞれの利用の内容がどの事業等に該当するのかを考えた上で、申請しなければならない状況にある。

各局から事業実施を委ねられた各種運営委員会は、それぞれのやり方で、学校や公民館と役割分担をしながら事業を実施している。

各公民館は、関与の範囲や方法等は公民館によって異なっているが、各局が実施するそれぞれの事業に関わっている。

そして、全ての事業等による学校体育施設等の利用調整業務は、最終的に当該学校に委ねられている。学校は、自校において各局が実施するそれぞれの事業内容を知り、関わることを、実態として求められている。

今回の行政監査において、前記「第8 監査結果」に記載したとおり、様々な指摘事項等及びその他検討が望まれる事項が見受けられた。申請窓口も事務手続きも全て異なり、事業間の調整も制度化されていない複数の事業等があり、同時に利用が可能となっている現在の事務処理のあり方が、様々な誤りや関係者からの苦情等の起こる根本的な原因であると思われる。また多くの学校において見受けられた誤りの原因として、本来であれば学校組織としての対応が求められている事務について、学校運営に係る広範囲な事務を行っている教頭が、個人として関わっている状況も、その根本的な理由であると思われる。

現在、市民局やこども未来局が行っている各事業も、以前は全て教育委員会が実施していた。また、それぞれの事業が始まってから30年以上が経過し、社会も大きく変化しているが、事務処理方法等については基本的に事業開始当時と同じである。

学校体育施設は学校教育のために設置されているものであり、施設の目的外としての利用が可能かどうかの判断も、一義的に管理者である学校長が行うことになる。学校体育施設は、一般の公園等に設置された野球場や市民体育館等とは、目的も運営形態も異なっており、全て学校教育に支障のない範囲での利用となる。同時に、学校体育施設は市民の財産であり、市民のために有効に活用される必要がある。

昨今の地域における重要な課題である地域コミュニティの活性化に寄与するため、貴重な地域資源である学校体育施設の有効活用に向け、次の事項を提言する。

(市の各業務担当組織及び地域組織の役割分担の明確化と連携体制の強化)

- ・ 申請手続きに係る市の各種事業等所管課、学校、公民館等関係組織の役割が明確になり、市民が学校体育施設を、簡潔かつ明解な手続きで利用できるように、各局が実施している学校体育施設利用に係る事務処理について、局間を超えた見直しを行われたい。

(利用し易く、地域に開かれた仕組みづくり)

- ・ 申請者の不便や申請手続き上の混乱を防ぐために、申請窓口や申請手続きの一本化についても検討されたい。
- ・ 学校体育施設の利用促進が図られ、利用者にとっても、学校や公民館にとっても、地域の子どもたちが学ぶ学校の体育施設利用を通じて、良好な関係が築かれるような仕組みが作られることを希望する。

【資料1】 事業所管局の認識（「平成22年度行政監査概況説明資料」より）

以下、市民局及び教育委員会作成の「平成22年度行政監査概況説明資料」より抜粋。

「現状における課題」

学校施設の地域開放については、その目的や対象に応じて事業が区分され、教育委員会、市民局、こども未来局のそれぞれで事業を所管し実施しており、その申し込み方法や窓口、運営側の体制が事業ごとに細かく分かれ、利用者からみてわかりにくく、煩雑な利用手続きとなっている。また、運営については、委員会として運営する形式となっているが、実質的には、教頭がその運営事務の相当部分を担っている場合が多く、その負担が大きいため、学校運営に影響が出かねない状況となっている学校もある。

平成21年6月策定の「新しいふくおかの教育計画」では、学校と地域との連携の取り組みとして、学校施設の地域開放の窓口を一本化し、地域が主体となる地域開放事業への再構築を検討することとされている。

また、平成22年2月策定の「福岡市スポーツ振興計画」においても、身近な地域におけるスポーツ・レクリエーションの場として、学校が、市民にとってより利用しやすく、市民に開かれたものとなるよう、学校施設の地域開放のあり方について検討することとしている。

このような背景を踏まえ、昨年度から、学校施設の地域開放に係る検討ワーキング・グループを設置し、現状と課題を改めて把握・整理するとともに、施策の望ましい方向性やその改善に向けた方策等について総合的に検討を行っているところである。

【資料2】 各局等が全市的に実施する学校体育施設の市民への開放事業等の種類

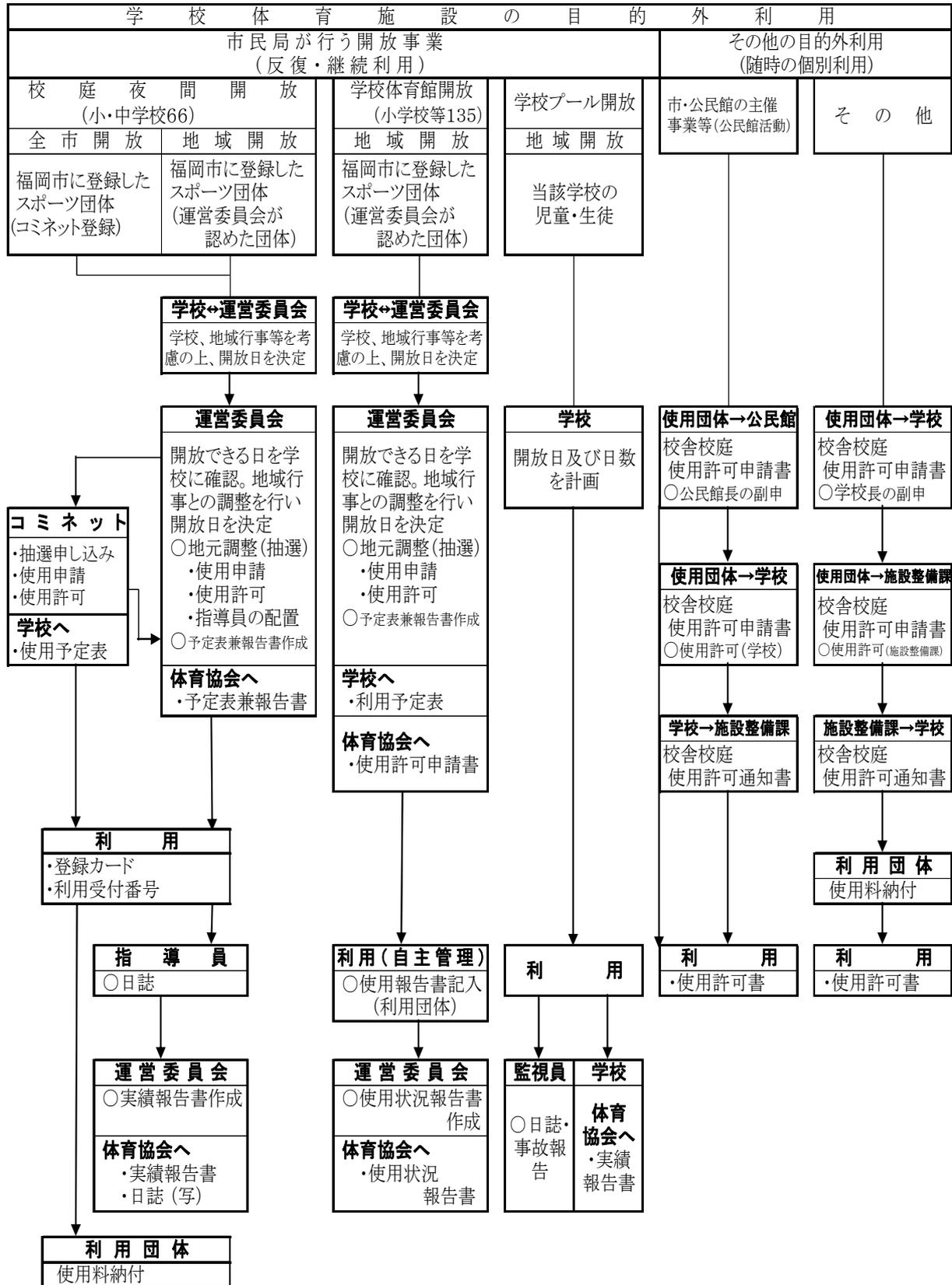
区 分	目的外利用				
	開放事業(反復・継続利用) (注1)				行政、地域、公民館 その他の利用 (随時の個別利用) (注2)
	校庭夜間開放	学校体育館開放	学校プール開放	昼間校庭開放	
	(小・中学校66校)	(小学校133校) ※他に2施設	(小・中・特支174校)	(小学校140校) ※他に1施設	
所管課	市民局 スポーツ振興課			こども未来局 こども育成課	教育委員会 施設整備課
目的	スポーツ活動を通して市民の健康・体力の増進と余暇の有効な活用を図る		小・中・特別支援学校のプールを夏季休業期間中、当該校の児童・生徒に開放し、健康・体力の増進と余暇の有効活用などを図る	子どもに対する安全な場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図る	営利目的、宗教・政治活動などは使用不可
対象(使用者)	福岡市に登録したスポーツ団体 原則 一般成人		開放実施校の児童・生徒	児童・生徒・幼児(幼児は保護者同伴に限る)	特に制限は無い
事業等の実施方法	各学校に運営委員会を設置して実施。所管課が事業実施に係る運営業務を団体に委託		所管課が事業実施に係る運営業務を団体に委託	運営委員会を設置して所管課が直接実施	各学校(開放事業以外の無料使用分)及び所管課(開放事業分及び無料使用分除く)が許可
開放期間	原則 4月～11月 180日/年間	年間を通して 土曜・日曜・祝日 100日/年間	夏季休業期間中 小・特別支援学校 20日 中学校 15日	土曜・日曜・祝日 及び夏休み等の 長期休業日	特に制限は無い
開放時間	原則 18時～21時 ※部活等により開始時刻が遅れる場合あり	土曜 14時～18時 日曜・祝日 9時～18時	原則 10時～15時	原則 土・日・祝日 10時～17時(土曜で校庭が開放できない場合は体育館を開放 10時～13時(13校)) 長期休業中(土・日・祝日含む) 13時～17時	8時～22時 学校教育に支障のない範囲 開放事業等と調整
使用料	2,500円/回	減免(無料)	減免(無料)	減免(無料)	有料 ただし市・公民館主催事業などは減免(無料)
運 営	運営委員会	運営委員会		運営委員会	
利用時の管理方法	運営委員会が推薦する開放指導員を配置	利用団体による自主管理	学校長等からの推薦に基づき福岡市が委嘱した監視員を配置	運営委員会が推薦する開放指導員を配置	利用団体による自主管理

(注1) 事業所管局があらかじめ教育委員会から事業実施に伴う行政財産の目的外使用許可を受け、開放事業として、設定した時間帯における地域サークル等の反復・継続活動を許可しているもの

(注2) 教育委員会が行政財産の目的外使用許可手続きを行っているもの(旧学校用地の校庭等で、暫定的に運動広場等として市民の利用に供しているもの含む)

(注3) 上記の表で示した事業以外に、開放事業ではないが、学校体育施設を使用している、こども未来局所管の放課後等の遊び場づくり事業及び留守家庭子ども会による使用がある

【資料3】 利用者の立場からみた全市的な各種事業等による学校体育施設の利用手順（こども未来局所管事業除く）



コミネット→福岡市公共施設案内・予約システム

【資料4】 学校体育施設種類ごとの時間帯別利用状況（全市的な標準パターン）

○校庭

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
平日	学校教育													
土			昼間校庭開放 (小学校等141)								校庭夜間開放 (小・中学校66)			
日・祝			昼間校庭開放 (小学校等141)								校庭夜間開放 (小・中学校66)			
夏休み			昼間校庭開放 (小学校等141)								校庭夜間開放 (小・中学校66)			

【注】 学校教育として使用されている時間帯以外は、昼間校庭開放事業又は校庭夜間開放事業の時間帯でも、その他の目的外利用が可能

○講堂兼体育館

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
平日	学校教育														
土		昼間校庭開放の予備 (小学校13)				体育館開放 (小学校等135)									
日・祝		昼間校庭開放の予備 (小学校13)				体育館開放 (小学校等135)									

【注】 学校教育として使用されている時間帯以外は、学校体育館開放事業又は昼間校庭開放事業予備（雨天等）の時間帯でも、その他の目的外利用が可能

○プール

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
夏休み			プール開放 (小・中・特支174)												